

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415191)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415191
受信日付: 2017/03/29 11:36:38

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス:

提出意見:

養蜂を営んでいます(セイヨウミツバチとニホンミツバチ)。養蜂家の立場からコメントします。現在までの8~9種類のネオニコチノイド系農薬に対しても十分な養蜂家の意見に耳を傾けず、ミツバチで詳細な実験もしなかったまま世に出し、大変な問題を引き起こしているのを見ると、現段階においての新たなスルホキサフロルの承認には反対です。

現在のミツバチは健康体に見えても、さまざまなウイルスや病原体を持っていることが研究でわかっています。

<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-20658075/>

いつ発症してもおかしくない状況にあるということです。この研究からすでに数年たっており、状況はもっと悪いかもかもしれません。

特にニホンミツバチにおけるアカリンダニ寄生(胸部の気管に寄生)は、2010年に長野県で発見されてから7年で全国(北海道と島嶼を除く)に拡大しました(急速な拡大は人為的な移動が主な理由)。寄生されると多くが越冬明けに全滅します。

また、ニホンミツバチにおけるサックブルードウイルスも西日本を中心に猛威を振るっています。「自分の地域からニホンミツバチがいなくなったようだ」という方も多くいます。これらの状況が農薬と直接関係あるかどうかはわかりませんが、つぎつぎと新種の農薬が出現することは、満身創痍のミツバチにとどめをさすかもしれません。また、最新の研究では、セイヨウミツバチよりもニホンミツバチの方が、ネオニコチノイド農薬によりセンシティブであるとの研究結果が出ています。在来種であるニホンミツバチでの実験も必要と思われます。

<https://academic.oup.com/jee/article/doi/10.1093/jee/tox032/3001944/Insecticide-Susceptibility-in-Asian-Honey-Bees>

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355002

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月27日月曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703270000414599)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703270000414599
受信日付: 2017/03/27 06:22:50

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

人のほうがラットより10倍も受容体との結合性が高いのならば、1日の許容摂取量(ADI)は今のものより厳しく1/10~1/100にするべきで、残留基準値ももっと低く見直すべきだ。

食品安全委員会は、農薬メーカーの非科学的な論文を根拠としており不当だ。

農薬の残留実験は、経済協力開発機構(OECD)諸国では、作物ごとに8サンプル以上のデータをとることが求められているのに、今回も8サンプル以上のデータという要件を満たしていないのは不当だ。

アメリカでは、ミツバチが訪れて授粉する作物の、かんきつ類や、キュウリへの使用は禁止、リンゴやナス科の野菜には落花後に使用を限定しているのに、そうした配慮がないのは不当だ。

スルホキサフロルの検討では、養蜂家に飼われているミツバチしか検討していない。

花粉媒介生物を含む生態系への影響の観点から登録を保留する基準や枠組みができるまで、ネオニコ系農薬を承認すべきでない。

水環境への影響調査がコイ、ミジンコ等の影響を受けにくい生物で実験されており、正しい評価ができていない中で承認すべきでない。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354494

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414903)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000414903
受信日付 : 2017/03/28 11:52:32

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

新ネオニコ系農薬(スルホキサフロル)の使用は却下するべきだと思います。生態系やミツバチに悪影響という証拠がヨーロッパであるのに、なぜ日本で使われるのでしょうか。ネオニコ系農薬の使用反対です!

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354749

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 14:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414910)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000414910
受信日付 : 2017/03/28 13:26:30

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

ネオニコチノイド系農薬の水田、田畑、での散布はミツバチ、その他益虫をも殺し人体に対する害も考えられます。もうすでに、ハチをほとんど見なくなりました。これ以上の環境悪化を止めるため、この系統の農薬の全面禁止を求めます。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354754

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414937)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000414937
受信日付 : 2017/03/28 15:10:13

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

米国ではミツバチへの影響を考慮して、用途が減らされたのに日本は広いまま。
世界基準を常に語るのならここもしっかり見直していくべきではないですか??
強く思います。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354776

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000415003)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000415003
受信日付: 2017/03/28 18:07:11

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

残留農薬の基準値も重要ですがミツパチの被害状況では使用禁止にすべきです。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000354860

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000415047)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000415047
受信日付 : 2017/03/28 21:49:48

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : —

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

2017年3月23日付英紙ガーディアンが、EUではネオニコチノイド系農薬の使用が全面禁止になったと伝えています。ぜひ日本もこれに続いてください。
各地で報告されるミツバチの大量死はネオニコ系農薬によるものとされています。昆虫だけでなく、小さな子供への影響も心配です。
今行われようとしている残留基準の緩和や新たなネオニコ系農薬の導入は、世界の趨勢に逆行するもので、家族の食をまかなう主婦としてはたいへん不安に思っています。
安全な食べものと命を犠牲にしない賢い判断をお願いします。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354894

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000415050)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000415050
受信日付 : 2017/03/28 22:10:43

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

新たなネオニコ系農薬を承認しないよう求めます。ミツバチが少なくなっているというのは聞いておりましたが、政府自身その原因はネオニコ系農薬などの農薬であることを認め、使用規制を含む対策をとるという方針も表明しています。それにもかかわらずネオニコを解禁するようなことになったらそれは政府の方針と矛盾するだけでなく、さらに被害を拡大するのではないのでしょうか。新たに解禁しようとしているスルホキサフロルは動物実験で死産や前足・後ろ足の奇形をひき起こしたり、骨や尿管の形も異常が現れたりすることが確認されていると聞いております。人間の胎児への影響や健康被害が懸念されます。今、そんな危険を冒してまで新たな農薬を使う必要があるのでしょうか。消費者は安全な野菜を求めています。市民の安全、安心を第一にお考えくださいますようお願いいたします

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354897

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000415053)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703280000415053
受信日付 : 2017/03/28 22:29:51

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

欧州連合 (EU) の運営を担う機関である欧州委員会が、3 種類 (イミダクロプリド、クロスルホキサフロルの導入に反対します。

EU はチアニジン、チアメトキサム) のネオニコチノイド系農薬の使用を全面的に禁止する案を提出する見通しとのこと、ガーディアン紙が報じています。

日本はそれに比して、反対に規制基準を緩和しようとしていることに、本当に疑問を感じざるを得ません。なぜ、人間の健康と食の要である農業、そして全ての生命活動を育む自然環境を破壊する農薬が許されるのでしょうか。

また、科学的な農薬の測定ではなく、経験値からの慣習的なもので測定値が記載されていくという事情についても改めていただきたい。

ネオニコチノイド系農薬の生き物への影響をラットで試験し、人間への影響を甘く評価していることについて、手法を見直してください。

農薬残留基準値を OECD で 8 サンプル、日本は 2 ~ 3 サンプルとのこと、これも少ないのはなぜでしょうか。

農林水産省のミツバチの生態に影響する農薬の知見が不足しているという問題も、基本的な危惧があります。ミツバチの生態についての国際知見の最新情報をとりいれてください。

ミツバチ以外の花粉を運ぶ虫などの、生態系全体への影響についても調査が不足しています。

水環境への影響が、過小に見積もられていることは、吸収の少ないミジンコでの調査しかしていないのが原因とされているので、これも見直して欲しいです。

以上、一つの生き物、一つの種のための、全生態系への暴力になる農薬の導入に反対します。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354900

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415116)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415116
受信日付: 2017/03/29 07:03:38

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

ネオニコチノイド系の農薬はミツバチに多大な影響を与え、生態系に物凄い悪影響を及ぼすもので、ヨーロッパではその危険性から使用禁止にしようとしているものなので、日本においても、使用を認めないことを希望します。ミツバチがいなくなると、人類はわずか四年で滅びる可能性があるという話を聞いたこともあり、私たちの命を支えているミツバチはじめ、たくさんの生物に影響を及ぼすので、これらの農薬を使わないようにすることを希望します。養蜂家のかたのお話を伺ったこともあり、ミツバチをなんとか守りたい、増やしたいと活動されていますし、これらの農薬は明らかに危険なものなので、他の諸外国にならい、日本でも使われないことを希望します。よろしくお願いいたします。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354946

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415141)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415141
受信日付 : 2017/03/29 09:36:09

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

とにかかくにもミツバチを殺すような農薬の使用を禁止してください。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354963

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415347)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415347
受信日付 : 2017/03/29 15:50:59

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

農業にとって野生の生態系はとても大きな存在です。ネオニコ系農薬が予防的に使用されることで、天敵となる益虫など標的ではない生き物にも、重大な悪影響を及ぼしているという証拠が多くあります。ミツバチへの毒性が強いので、この薬はアメリカでは一時は使用中止、現在でも使用が限定されているという事実があります。そんな中で、なぜ日本では使用緩和するのでしょうか。農業にとって重要な生態系のことを重んじるべきだと思います。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355158

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415341)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415341
受信日付 : 2017/03/29 15:45:29

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ██████████

提出意見 :

残留基準以前の問題で、ネオニコチノイド系の農薬を使うことを禁止していただきたいです。勇気ある後退をお願い致します。

蜂がいなくなるのはどういうことか、真剣に考えていただかなくては、消えてしまっただけではもう遅いです。植物は虫媒花も多いです。受粉しなければ実を結びません。実を結ばなければ種ができません。つまりは日本の農業を滅ぼしてしまうことになります。

ヨーロッパのような予防原則が危機管理には必要です。是非大人の英断をしていただきたいです。命は金で買えません。悪いと言われていることをなぜここまで実行するのか、黙って実行してしまうのか、公務員の方々の良心に期待します。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355155

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415446)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415446
受信日付 : 2017/03/29 19:18:35

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ██████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ██████████

提出意見 :

ミツバチによってもたらされる食の恵みよりも、農薬メーカーの権益が優先されている今の認可制度には問題がある。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355226

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415452)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415452
受信日付: 2017/03/29 19:57:31

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

私は仲間とともにミツバチを飼っているが、西洋ミツバチは去年から今年にかけて10群がいつの間にか死に絶えたり、蜜の貯えが十分できないまま元気がなくなって凍えて死んでしまった。日本ミツバチを20年以上飼う仲間も同様に9群を全滅させた。

ここ数年は原因が分からないままミツバチが死んでいく状況が続いていたが、その状況が今年は一気に深刻さを増したと感じる。もう養蜂家の努力によって群れを維持するという限界を超えてしまったと感じている。

3月27日、満開の菜の花畑に立ち、ミツバチがいないかと目を凝らし耳を澄ましたが、一匹のミツバチも見つけられなかった。その時の気温は17度くらいだった。

ミツバチが生き残れないほどに弱る理由には、スズメバチの活動期間が8月下旬から12月の初めまで続くこともあるように思う。スズメバチの活動期間はこの30年くらいの間に一カ月ほど伸びた。これは気候変動によるものと思う。

現在ミツバチはもはや容易に生存できない環境下にあるようだ。そこに強烈なダメージを与えるネオニコチノイド系の農薬を加えるのは、目先の利益に囚われて全体としての農業生産基盤を破壊するだけではなく、多様な自然の営みそのものを破壊することになる。

そうなるとうなるのか、人類は。もう目先の利得で動くような無責任な行動は止めないといけない時代になっている。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355233

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月29日水曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415473)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415473
受信日付: 2017/03/29 21:22:26

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:
[REDACTED]の環境を守る為にも日本蜜蜂に悪影響を与える恐れのあるネオニコチノイド系の農薬の認可を出さないようお願い致します。

環境省のツシマヤマネコを守る活動にも影響しますので。

[REDACTED]の影響かは判りませんが、[REDACTED]の磯焼けの原因が農薬による可能性は高いと思われます、日本のガラパゴス[REDACTED]の自然をこれ以上壊す事の無い様な行政であって欲しいです。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355250

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415578)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415578
受信日付 : 2017/03/30 08:47:08

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

あなた方はミツバチが生態系にどれほど必要で大事な役割をしているか分かっているのですか?! そうであるなら、
彼らに害のある農薬を今すぐに禁止すべきです。目先の利益だけを考えるのがどれほど恐ろしい事か。手遅れになっ
てからでは遅いのです! あなた方の誠実な判断と行動を心より願います。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355326

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415587)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415587
受信日付 : 2017/03/30 10:35:20

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」「(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : [REDACTED]

住所 : [REDACTED]

氏名 : [REDACTED]

連絡先電話番号 : --

利用者メールアドレス : [REDACTED]

提出意見 :

農薬の残留基準値の決定方法が非科学的かつ透明性に欠けるため、まずは決定方法の改定ののち、適正な期間をかけた調査と情報共有に基づいた決定を求めます。決定方法には、複数の第三者による科学的実証結果を公開の上、公開での審議を要するものと考えます。また、審議のための人員として、政府だけでなく、専門分野および市民の推薦をもとにした人選が妥当であり、厚労省および農水省内部の人員のみで審議すべきではないと考えます。また、当該農薬スルホキサフロルはミツバチへの毒性が強いことをメーカー自ら認めているだけでなく、アメリカでの登録も取り消しになっています。このように危険な農薬を日本国内で使用することは、生態系への危険性のみならず、日本の農業そのものを衰退させるリスクを回避する上でも、厳に避けるべきと考えます。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355336

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415622)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415622
受信日付: 2017/03/30 15:49:21

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]
提出意見:
お世話になります。

改正に反対です。

私は[REDACTED]生まれの[REDACTED]育ちの人間です。
人間としてはまだまだ若輩者ですが、実感してきたことをお伝えすると、明らかに田んぼも畑も静かになったということです。

人間以外の存在が激減しているのです。
カタツムリもカエルも見なくなりました。
私が子どものころ春になれば啓蟄という言葉通り、草花がいつせいに咲き、昆虫達の息遣いが身近に感じられ、桜の木には毛虫が、雨が降れば道路に虫やカエルの残念な姿でいっぱいになり、つま先で通らなければならないほどでした。

ほんの30~40年の間にそれがほとんど見られなくなりました。
それはいったい何が原因か…
道路が開発されて森が無くなったり、住宅が立ち並んだり、工場が出来たり…様々な理由があると思いますが、私は農薬や消毒が一番の原因だと思います。
手間を省いたりコストを減らしたりするのに薬剤は必要だという考えも理解は出来ます。
しかし、一度汚染された土は元に戻りにくいですし、全滅した虫やカタツムリはなかなか戻ってはきません。
汚染した食べ物も基準値以下といっても長年食べ続けたり、他の添加物と組み合わせたらどうなることかと思えます(なるべく避けていますが、限度があります)。

どうか作物を商品ではなく食べ物として扱ってください。
体内で細胞レベルで等価交換すると考えれば、悪いものは少しでも使いたくないはずで、そして人の仲間として欠かせないミツバチを妨げるようなことはしないでください。
彼らの働きが今後の未来を決めるといっても過言ではありません。
よろしく願いいたします。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355379

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415629)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415629
受信日付 : 2017/03/30 16:24:01

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」「(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ████████████████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

ミツバチへの影響が危惧されますので、安全が確認されるまで認可しないようお願いしたい。ミツバチは単に果物等の受粉を手助けしたり、蜂蜜、蜜ろうといった産物のみならず、精妙な集団生活や巣づくりを行う繊細な昆虫ですので環境のバロメーターとしても重要です。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355384

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415635)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415635
受信日付 : 2017/03/30 16:34:38

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

意見

ネオニコチノイド系農薬の使用を禁止するか、または大幅に使用量を減らすようにして下さい。

理由

各地でミツバチの減少が叫ばれています。ネオニコチノイド系農薬による影響が疑われています。ミツバチへの影響が無いと確証が得られるまで、使用を禁止すべき。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355391

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号 : 201703300000415650)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415650
受信日付 : 2017/03/30 17:33:57

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」「(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : 
住所 : 
氏名 : 
連絡先電話番号 : 
利用者メールアドレス : 

提出意見 :

こんにちは。
食、自然環境、命が大変大切に思っています。
農業も、自然農法を応援しています。
できるだけ、農薬を使わない農業を広めていただきたいです。
農薬残留基準を厳しくし、健康な生活を送れるようにしていただきたいです。
ミツバチは大切なので、ミツバチが生きていけるように、ネオニコ農薬を使用しないでください。
いつもありがとうございます。
よろしく願いいたします。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355411

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415646)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415646
受信日付 : 2017/03/30 17:27:01

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロルの)残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 :
住所 :
氏名 :
連絡先電話番号 :
利用者メールアドレス :

提出意見 :

スルホキサフロルの残留基準値案に関して、意見を提出します。なお、残留基準値が設定されると、事実上、当該農薬の使用が可能となり、環境へ放出されることとなるため、ミツバチや生態系への影響に関わる事柄も含めて意見を提出します。

以下は、受付番号 201703300000415645 の続きです。

【5】生態系について

スルホキサフロルの申請資料および承認プロセスでは生態系への影響に関するデータや検討は非常に乏しいという状況のもとでは、承認や使用につながる残留基準値の設定は中止すべきです。

最近の国連の人権と食料に関する特別報告書でも、ネオニコチノイド系農薬についてとりあげ、標的外昆虫への影響が著しく過小評価されていることが指摘されています(上記【4】*2参照)。花粉媒介者への影響に限ってみても、野生の昆虫などによる授粉の割合が国内でも7割に達するという試算が出されているほか、科学的な調査により、飼育および野生の花粉媒介生物の価値が次々と明らかにされるとともに、その減少が国際的に警告されています

*2, 3, 4, 5)。しかし、農水省提出の部会資料「スルホキサフロルの米国の登録状況と日本における申請内容について」でも飼養ミツバチしか検討されていません。

野生の花粉媒介生物へ毒性の強い農薬の承認・使用が続いている問題をこれ以上助長しないため、花粉媒介生物を含む生態系への影響の観点から登録を保留する基準や枠組みができるまで、スルホキサフロルについても残留基準値の設定を進めるべきではありません。

*1 農業環境技術研究所プレスリリース「農作物の花を訪れる昆虫がもたらす豊かな実り

ー日本の農業における送粉サービスの経済価値を評価ー」2016年2月4日

*2 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)第4回総会

*3 生物多様性条約第13回締約国会議ハイレベル会合

*4 生物多様性条約第12回締約国会議のFAOレポートPROGRESS ON THE INTERNATIONAL INITIATIVE FOR THE CONSERVATION AND SUSTAINABLE USE OF POLLINATORS 2014年10月

*5 EASAC Ecosystem services, agriculture and neonicotinoids 2015年4月

以上

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355405

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415645)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415645
受信日付: 2017/03/30 17:24:03

案件番号: 495160437
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先電話番号: [REDACTED]
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

スルホキサフロルの残留基準値案に関して、意見を提出します。なお、残留基準値が設定されると、事実上、当該農薬の使用が可能となり、環境へ放出されることとなるため、ミツバチや生態系への影響に関わる事柄も含めて意見を提出します。

以下は受付番号 201703300000415644 の続きです。

【4】適用作物について

1) アメリカで適用除外や使用規制となったものについて

基準値案の中のトマト、きゅうり、かんきつ類、りんご、なし類は、アメリカで、ミツバチ等の保護のため、適用が除外されたり、使用時期が限定されたりしていますが、日本国内では除外されていません。

農林水産省による資料*1) が部会に提出されていますが、その資料の中では、開花期と当該農薬の使用時期が重なるにもかかわらず、根拠を提示せずに「注意事項を遵守すれば危害が起これないと考えられる」と述べてしており、これは客観的なデータに基づく結論ではありません。最近の国連の人権と食料に関する特別報告書でも、ネオニコチノイド系農薬についてとりあげ、標的外昆虫への影響が著しく過小評価されていることが指摘されており*2)、スルホキサフロルについてもこのように客観的な根拠なく被害を過小評価すべきではありません。最低限、アメリカで適用除外となったものについては日本でも適用除外とし、その他の作物についても、残留基準値の検討の前に、まず科学的データを請求すべきです。

*1「スルホキサフロルの米国の登録状況と日本における申請内容について」(平成29年2月1日農林水産省農薬対策室)

*2 Report of the Special Rapporteur on the right to food United Nations A/HRC/34/48, 24 January 2017
<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G17/017/85/PDF/G1701785.pdf?OpenElement>

2) 稲への適用について

稲への残留基準値は設定するべきではありません。斑点米(着色粒)の原因となるカメムシの防除のために使用され

た殺虫剤が、ミツバチ大量死との関連が高いことは農林水産省の3年にわたる調査の結果、確認されており、死んだ蜂から最も多く検出されているのはネオニコチノイド系農薬でした。

被害が明らかであることから、稲への適用申請は速やかに却下するよう求めます。

(参考資料：<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/pdf/160707-02.pdf>)

3) 葉菜類について

提案されている残留基準値の6ppmは試験データと比較して高すぎます。

どのように算出したのか説明を求めます。先に述べた用に経験則から適当に検討をつけて作成した数値であるならば、試験データの取り直しからやり直すよう求めるべきです。また、国際基準をそのまま採用している場合は、国際基準の算出根拠となる試験データと算出方法を明らかにしたのち、部会で審議し直してください。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355404

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415644)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415644
受信日付: 2017/03/30 17:21:01

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

スルホキサフロルの残留基準値案に関して、意見を提出します。なお、残留基準値が設定されると、事実上、当該農薬の使用が可能となり、環境へ放出されることとなるため、ミツバチや生態系への影響に関わる事柄も含めて意見を提出します。

以下は、201703300000415643からの続きです。

【3】残留基準値の決め方について

1) データの公正さの担保について

残留基準値案は、まず試験用の農地で作物を栽培し、規定の使用方法にもとづいて農薬を使った後、測定した残留農薬の値を元に決めていきます。以前は、こうした測定値は公的機関が出していましたが、現在は農薬メーカーが自社で栽培・測定した数値を提出できるようになっており、透明性が低くなっており問題です。これについてどのように公正を担保しているか、あるいはいないのか、厚生労働省は説明してください。

2) 算出方法について

OECD 諸国では、厚生労働省によると、残留基準値を決める共通の計算プログラム(「OECD が定める残留基準値の算出方法」)で、客観的に残留基準値を算出することになっています。

しかし、日本では、測定した数値から残留基準値を導きだす際、計算ではなく、多くの場合「経験則」で決めていきます。これは3月8日の農林水産委員会で明らかにされました(第193回国会 農林水産委員会 第3号 平成29年3月8日水曜日 議事録参照)。

3) 試験データ数について

「OECD が定める残留基準値の算出方法」では一つの農薬について同じ作物の試験データ数が8点以上を投入することが求められていますが、今回のスルホキサフロルの試験データ数は1点か2点のみとなっています(米のみ4点)。OECD が定める8検体を満たした作物は一つもないのが現状です。よって、「OECD が定める残留基準値の算出方法」を使わ

ずに「経験則」で決めているというのです。日本独自の基準値案の設定方法により、国際基準よりも高めになっているというのが実態です。

実際の試験結果と経験則で設定した基準との差が大きいと、その幅のなかで農薬の使用方法が不適正でもゆるされる可能性がでてきてしまいます。このような残留基準値は信頼できません。

農林水産省の今城食品・安全局長も、決め方が「科学的でない」ことを認識して、

「農薬登録の残留農薬の際の試験数は重要な課題であり、科学的根拠に基づいた検討の必要ありと思う」と述べており、

検討の必要があると政府が自ら認めているような方法で残留基準値を安易にきめようとするのは、食の安全や健康をまもる行政機関として厚生労働省も農林水産省もあまりに無責任です。

スルホキサフロルの残留基準値案も、いったん白紙に戻し、適切な決め方を検討しなおすべきです。

4) 海外データの信頼性について

海外の残留試験データの国名が2015年の最初の残留基準値のパブリックコメント時とくい違っており、出典に信頼性がありません。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355403

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415643)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415643
受信日付: 2017/03/30 17:18:40

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

スルホキサフロルの残留基準値案に関して、意見を提出します。なお、残留基準値が設定されると、事実上、当該農薬の使用が可能となり、環境へ放出されることとなるため、ミツバチや生態系への影響に関わる事柄も含めて意見を提出します。

以下は、受付番号 201703300000415640 からの続きです。

【2】ミツバチへの毒性について

1) 毒性評価の問題

アメリカでは、スルホキサフロルは養蜂家らの起こした差し止め裁判を経て 2015 年に使用が禁止され、その後、2016 年にミツバチへの影響を考慮して用途が限定された農薬です。しかし、日本では広い用途のまま申請が進められています。

農薬の登録申請では、セイヨウミツバチを用いた原体による急性経口毒性試験及び接触毒性試験が原則*1)とされています。しかし、アメリカ環境保護局が採用した試験データのひとつでは、最終製品による急性経口毒性試験の LD50 で、原体試験より 3 倍程度強い毒性が示されています ((スルホキサフロル 21.8%のフロアブル製剤)を用いた急性毒性試験では、活性成分あたりの LD50 経口 0.0515 μ g/頭、LD50 接触 0.130 μ g/頭) *2)。

さらに、最近の国内の研究によれば、ネオニコチノイド系農薬にたいする脆弱性は、ニホンミツバチとセイヨウミツバチだと毒性の現れ方も大きく違い、たとえば、セイヨウミツバチではイミダクロプリドの毒性が最も強く示されていたのに対し、ニホンミツバチではジノテフランで最も強い毒性が現れています*3)。今日、ニホンミツバチを業務用または個人で飼育する人口は増えており、また、その他の野生のハチの授粉価値が高いことは農業技術環境研究所の研究*4)でも明らかになっています。

このように、原体試験の急性毒性試験やセイヨウミツバチやマルハナバチに限定した試験では、使用実態や生態系サービスの保全に必要な毒性データを得られません。総合的なリスク評価の枠組みを作り、評価そのものをやり直すべきです。

*1 農水省局長通知 12 農産第 8147 号及び農水省課長通知 13 生産第 3986 号

*2 USEPA, 2016 Addendum to the Environmental Fate and Ecological Risk Assessment for Sulfoxaflor Registration
2016年5月

(<https://www.regulations.gov/document?D=EPA-HQ-OPP-2010-0889-0409>)

*3 Yasuda, M. 他 Insecticide Susceptibility in Asian Honey Bees (*Apis cerana* (Hymenoptera: Apidae)) and
Implications for Wild Honey Bees in Asia 2016年3月

*4 農業技術環境研究所 2016年2月4日付プレスリリース

2) 情報公開について

ミツバチ等への毒性情報は、農業メーカーが登録申請のために提出する「農業評価書」に収められていますが、これは、農業登録が完了して、国内で使用できるようになるまで公開されません。つまり、直接の被害をうける可能性の高い養蜂家をはじめ一般市民も、全てが決定されるまで毒性の情報を知ることができず、また意見をいうこともできなくなっています。

これは全ての農業においていえる問題ですが、特にミツバチにへの影響が強く、諸外国で使用規制がすすみ、社会問題となっているネオニコチノイド系農業について、ミツバチへの毒性が伏せられたまま登録されるのはきわめて不合理です。スルホキサフルルについても、残留基準値以前のこととして、ミツバチへの毒性等、一般に公開されていない「農業抄録」の情報を公開し、ミツバチへの毒性や、その農業の必要性、その他について、国民の意見をきくパブリックコメントを実施すべきです。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355402

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415670)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415670
受信日付: 2017/03/30 20:47:22

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

ネオニコ系農薬スルホキサフロルの使用を認めないで下さい。安心して食べ物が食べれるように農薬に頼らない農業政策をお願いします。

個人的に有機野菜等を選んだとしても、ミツバチがいなくなったり少なくなったりすると、有機農業等にも影響します。他人事ではないのです。

ネオニコ系農薬スルホキサフロルはいりません。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000355437

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月30日木曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415664)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415664
受信日付: 2017/03/30 20:05:24

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

年々我が家にやって来る蜂も減っています。実も少なくなっているようです。
これ以上自然に悪影響のあるものは積極的に使って欲しくはないです。
ネオニコ系農薬の使用は極力控えるようお願いします。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000355433

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月31日金曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415689)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415689
受信日付 : 2017/03/30 22:19:06

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

スルホキサフロルを抵抗性害虫の対策として必要としています。

また審議会の資料ではミツバチへの影響が議論されていましたが、すでに他国では使用されておりミツバチに対する実被害は報告されていません。実際、現在市販されている殺虫剤と比較してもスルホキサフロルのミツバチに対する毒性に特段の懸念はないと思います。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000355446

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月3日金曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703030000402759)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703030000402759
受信日付 : 2017/03/03 06:50:30

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

1. 安全性評価が十分におこなわれていないこと。
2. ネオニコチノイド系農薬とミツバチ被害の関連が高いと確認されたコメ(水稻)にまで適用されていること
3. 米国での再登録でスルホキサフロルの用途限定された経緯について報告されていないこと。
4. 農薬登録にあたり、野生の花粉媒介者を含む生態系への悪影響を検討する枠組みがないこと。

以上により、残留基準設定は行わないでください。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000345088

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月4日土曜日 18:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703040000403382)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703040000403382
受信日付 : 2017/03/04 17:51:02

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ██████████
氏名 : ██████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス : ██████████

提出意見 :

ネオニコ系の農薬を使うと、ミツバチの神経が狂い、ミツバチが死ぬとわかっているのに、農薬を使うことに反対します。ミツバチがいなくなることは、ハチだけの話ではなく、受粉する草花や農作物の問題でもあります。食糧危機になるようなことはやめるべきです。

パブコメを集めることも大事ですが、農薬を使っていいかどうか、ちゃんと調べてください。農薬で儲ける企業の言いなりにしないでください。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000345643

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月5日日曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703050000403473)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703050000403473
受信日付 : 2017/03/05 00:10:11

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス : ██████████

提出意見 :

ミツバチにダメージをあたえる農薬は人間にとっては即 人類の食糧減少をまねく！ わるいことを招くことはやめる時代である。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000345713

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月6日月曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703060000403757)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703060000403757
受信日付: 2017/03/06 11:08:19

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

子どもの脳や神経の発達への影響(発達神経毒性)、環境ホルモン作用、複合影響などの安全性評価が十分におこなわれないのに「スルホキサフロル」を解禁すべきではない。

「スルホキサフロル」は、ミツバチに対する非常に毒性がつよいのに、このままでは日本では広い範囲で回数も多く使われてしまい、循環して成り立っている自然環境に対する悪影響も測り知れない。

ネオニコチノイド系農薬とミツバチ被害の関連が高いと確認された「稲」にまで適用しようとしている。しかも国内での使用方法は、酷く高濃度の適用であり、基準残留量も高い上、「稲」に対する適用は日本だけである。

花粉を運ぶ野生の昆虫などの生態系への影響がまったく考慮されていない。

上記の理由から「スルホキサフロル」の解禁、使用を断固反対する。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000345947

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月8日水曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703080000404405)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703080000404405
受信日付 : 2017/03/08 02:26:00

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

ミツバチへの毒性がある農薬を、大々的に使うのはいかがかと思えます。

ミツバチがいなくなったら、人間は生きられなくなります。

そんなに人口を減らしたいのでしょうか。

日本はどこへ向かいたいのでしょうか。

今止めなければ、日本の将来は真っ暗になるでしょう。

物事を決める時は、7代先のことまで考えろという
インディアンの教えがあります。

それくらい真剣に考えなければならない問題だと感じております。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000346500

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月17日金曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703170000413036)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703170000413036
受信日付 : 2017/03/17 21:58:12

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

スルホキサフロルの検討では、他のネオニコ系農薬同様、養蜂家に飼われているミツバチしか検討していません。

花粉媒介生物を含む生態系への影響の観点から登録を保留する基準や枠組みができるまで、問題の農薬の承認や使用を中止すべきです。

食卓の彩りを持続的に求める消費者のために、ぜひお願いします。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000352792

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月19日 日曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703190000413139)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703190000413139
受信日付: 2017/03/19 00:30:55

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

ネオニコ系農薬はミツバチの生態に多大な影響を及ぼすものであり使用は控えるべき。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000352918

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414322)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414322
受信日付 : 2017/03/25 09:07:55

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

既存のネオニコチル系統とは異なると思われる。果樹栽培でのアブラムシ類の防除は長期残効性が必要であり、既存のネオニコチル系統は感受性低下の剤が見られ、カイガラムシ類にも効果があるこの剤の必要性は高い。りんごの開花期はマメコバチ等を利用するがこの時期を除けば、コバチ類やミツバチ等への影響は少ないと考える。スピードスプレー散布もドリフトレスタイプのノズルや風の少ない早朝散布を実施し飛散防止に努めている。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354291

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414350)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414350
受信日付 : 2017/03/25 11:56:53

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 : ██████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス : ██████████

提出意見 :

スルホキサフロルを農薬登録をしないよう求めます。

ネオニコチノイド系の農薬は、神経毒があり、みつばちの生存に影響を
及ぼします。

これ以上みつばちが飼いつらい環境を作らないでください。

スルホキサフロルの農薬登録をしないよう求めます。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354314

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414365)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414365
受信日付 : 2017/03/25 12:47:25

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

健康を害し、ミツバチの減少などによる環境被害をもたらすネオニコチノイド系農薬の使用を禁止して下さい！！

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354325

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414370)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414370
受信日付: 2017/03/25 13:07:12

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

今回の農薬については、反対を表明します。

理由は、

農薬の安全性を科学的根拠とともに明らかに名あっていないこと。

昆虫に生態系に影響を与えると考えられること。

以上の理由から反対します。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354330

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414392)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414392
受信日付: 2017/03/25 13:45:48

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

ネオニコチノイドの使用は、蜂の生態系を乱します。蜂の繁殖がそこなわれるのです。すると、植物の花粉を運んでくれる蜂の数が減ってきます。

我々人間の食べ物は、大部分植物から得られるのですが、蜂の数が減っていくと、植物も育たない、つまり、人間の食べ物がなくなることにつながります。

聞くところによると、コメにネオニコチノイドを散布させないと、コメに黒い斑点ができて、農協では、除外するという事です。しかし、コメに斑点があっても、味には変わらないそうです。

どうか、お役人のかたがたも意識を変えて、日本の食の将来を考えて下さい。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354342

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414395)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414395
受信日付 : 2017/03/25 13:50:21

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████
氏名 : ██████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス : ████████████████████
提出意見 :
改正案に反対です。
理由の一つ : 花粉を運ぶ野生の虫など生態系への悪影響がまったく検討されていない。

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354344

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414434)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414434
受信日付: 2017/03/25 16:38:28

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: ██████████

住所: ████████████████████

氏名: ██████████

連絡先電話番号: ██████████

利用者メールアドレス: ████████████████████

提出意見:

都市部と農村にみつばちを置いています。農薬を使わず緑地が残る都市部ではみつばちが増えるが、農村部は場所によってみつばちが増えない場所があります。

今後も養蜂家と農家の連携できる組織や農薬の規制は進めてほしい。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354370

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414456)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414456
受信日付 : 2017/03/25 19:33:44

案件番号 : 495160437
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████
住所 : ████████████████████
氏名 : ██████████
連絡先電話番号 : ██████████
利用者メールアドレス :

提出意見 :
花粉媒介生物を含む生態系への影響の観点から登録を保留する基準や枠組みができるまで、問題の農薬の承認や使用を中止すべきです。
安全性が確認されていない農薬を使用することに反対します！

電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354384

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414435)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414435
受信日付 : 2017/03/25 16:44:04

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 :

連絡先電話番号 : --

利用者メールアドレス :

提出意見 :

虫や水などの環境に悪影響を与える危険性があるのに、使用を解禁するのはやめて欲しい。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354371

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日 日曜日 0:35
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414487)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414487
受信日付: 2017/03/25 23:58:44

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

世界的にみてネオニコチノイドの環境に対する有害性(ミツバチの減少等)から基準が厳しくなる流れの中、日本での基準がゆるくなるのは納得がいきません。

他国で使用できなくなった物を日本で最終処分しようという思惑を感じます。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354413

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日 日曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414494)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703260000414494
受信日付 : 2017/03/26 05:55:38

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ████████████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

ネオニコ系農薬は、ミツバチの大量死や生態系への深刻な被害をもたらすので、使用を禁止すべきです。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354419

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日曜日 8:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414497)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703260000414497
受信日付 : 2017/03/26 07:13:31

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

スルホフサキロルは、催奇形性も指摘されており散布によってミツバチに深刻な影響を与える。そのようなスルホフサキロルの残留基準値案は、OECDが定める試験方法をとらず、8検体を満たしていない。また、メーカーによる試験データを鵜呑みにするのではなく、公的機関による試験をへる必要がある。この残留基準値案を白紙に戻し、試験方法の再検討をするべきである。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354421

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日 曜日 14:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414531)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414531
受信日付: 2017/03/26 12:07:41

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

ネオニコチノイド系農薬の使用を促進することに危機感を覚えます。ミツバチは生物進化において脊椎動物系列の頂点にいる人間の対極にいる地球生命自体の存続を示す生物種です。己自身の存続基盤を危うくする人間の知性行動とはいったい何なのか。この地球は目下のところうち夕において確認される唯一の生命惑星であり、の表面に棲まう生物種は人間だけではありません。他類の生命あってこそその人間の存在を忘れることはとても危険なことです。危険農薬の投与は直ちに禁じるよう対処をお願いします。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354443

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月26日日曜日 14:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414535)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414535
受信日付: 2017/03/26 12:29:24

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: --

利用者メールアドレス:

提出意見:

ネオニコチノイド系の農薬はミツバチやその他の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念され、EUをはじめアメリカでも一部規制をしています。つい先日もアメリカでマルハナバチが絶滅危惧種に登録されたとききました。この状況で増やすのではなく減らす方で議論を進めるべき時に日本で新たなネオニコチノイド系農薬が解禁になることが到底理解できません。スルホキサフロルの承認に反対します。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No : 0000354445

残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp
送信日時: 2017年3月28日火曜日 12:05
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414880)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000414880
受信日付: 2017/03/28 10:24:40

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御
意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

ネオニコ系農薬は食の安全を脅かします。日本で暮らす人々の暮らしを守るため農薬を使わないよう求めます。

またミツバチがこの農薬に生きていけなくなることはすべての生き物に影響を与えます。

目先の利益にとらわれ、世界でワーストの農薬国である日本ではなく、何代先のことも見据え、オーガニックで自給自足をめざすべきでしょう。

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

メール識別 No: 0000354733